

公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月10日

三原市長 岡田 吉弘



	送達すべき書類名	年度	氏名
1	地方税法第13条に係る書類	R8	BACULPO EVERLITO DUPLA
2	地方税法第13条に係る書類	R8	SAMIANA RONNEL TAGUIBALOS
3	地方税法第13条に係る書類	R8	SESUELOS JUFIL NIERE
4	地方税法第13条に係る書類	R8	高橋 貴恵
5	地方税法第13条に係る書類	R8	GLEABO BRIAN JOSEPH ENDINO
6	地方税法第13条に係る書類	R8	PHAN THI THANH
7	地方税法第13条に係る書類	R8	佐竹 省太
8	地方税法第13条に係る書類	R8	HAMMOND ISAIAH MYRON ALBERT
9	地方税法第13条に係る書類	R8	DUONG JOHN LIEM
10	地方税法第13条に係る書類	R8	NGUYEN THI NHUNG
11	地方税法第13条に係る書類	R8	柏木 太陽
12	地方税法第13条に係る書類	R8	DURAN ARNOLD CUSTODIO
13	地方税法第13条に係る書類	R7	THACH NGOC VU

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

当該書類は、市民税課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に交付します。